

対象55歳未満の健康な看護師、保健師で、実務経験3年以上、離職後10年以内の方。
申込随時電話。
申込先・詳細 在宅福祉サービス協会 ☎(272) 4020

難病医療相談会

内容栄養士の講演と栄養相談、福祉制度の説明。
日時3月29日(土)午後1時30分～4時15分。
会場社会福祉総合センター(16㊦)。

対象潰瘍性大腸炎またはクローン病の患者とその家族。
申込3月11日(火)から北海道難病連札幌支部 ☎(512) 3233へ電話。

【詳細】地域保健課 ☎(211) 2306



税金

■固定資産税の情報開示が進められます

固定資産税への信頼を一層深めていただけるよう、情報開示制度が改正されました。

△縦覧制度の改正▽

区内の課税資産(土地・家屋)の評価額一覧表(縦覧帳簿)を納税者の皆さんにお見せすることにより、納税される方が自分の資産とほかの資産の固定資産税評価額を比較できるようになります。

縦覧期間4月1日(火)～30日(水)(土・日曜、祝日を除く)。
縦覧場所資産の所在する区の区役所。

縦覧できる方固定資産税の納税者(個人の場合は家族、法人の場合は事業担当者も可)、委任を受けた方、納税管理人。本人確認ができるものをお持ちください。課税台帳を閲覧し自分の資産を確認すること(昨年度までの縦覧)もこれまで通りできます。

△借地借家人への情報開示▽

4月1日(火)から借地借家人が借りている対象資産(家屋の場合はその敷地も含む)の課税台帳を閲覧し、固定資産税額を確認することができるようになります。証明書の発行も可能です。賃貸契約書などをお持ちください。手数料は土地一筆、家屋一個ごとに400円。

△その他▽

課税明細書の記載事項を充実させるほか、閲覧証明制度が法定化され、固定資産税の情報開示制度が整備されました。15年度の課税台帳の閲覧と証明発行は4月1日(火)から。

【詳細】資産の所在する区の区役所(16㊦)の課税課

■市税の納付は安心・便利な口座振替(自動払込)で

固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税は、口座振替で納付できます。現在、15年

度から新たに口座振替される方のお申し込みを受け付けています。預貯金通帳、印鑑(預貯金通帳に使用のもの)をお持ちの上、口座のある金融機関・郵便局で3月31日(月)までにお申し込みください。なお、金融機関で配布している申込書の「納税通知書番号」欄には、土地・建物または償却資産の所在する区の区名を記入してください。

【詳細】納税指導課 ☎(211) 2292

■納税はお済みですか

3月は滞納整理強化月間です。未納の市税がある方は、至急納めてください。早期に納めることができないう事情のある方は、お住まいの区の区役所納税課で必ずご相談ください。納付やご相談のない場合は、預貯金・給与などの財産の差し押さえを実施し、滞納の解消を強力に推進していきます。

【詳細】区役所(16㊦)の納税課



保険・年金

国民健康保険

△遠隔地証の発行▽

家族の方が学校に行くため、ほかの市町村に住む場合には、申請により遠隔地証を発行します。保険証、在学(園)証

明書を持参の上、申請してください。なお、在学している学校の在学証明書を添えて以前に遠隔地証の交付申請をした方で、通常の就学予定期間内の方は、あらためて在学証明書を提出する必要がありません。

【詳細】区役所(16㊦)の保険年金課

国民健康保険料は期限内に納めましょう

『滞納整理特別強化月間』

実施期間 平成15年5月まで

- ★滞納世帯への実態調査の強化
- ★納付相談・納付指導の実施
- ★滞納処分の実施(給与・預貯金などの差し押さえ)

札幌市国保特別収納対策本部

介護保険

△介護保険・高額サービス費の申請はお早めに！▽

介護保険サービス利用時の一月当たりの利用者負担(1割)が一定の上限額を超えた場合、申請により超過分を高額サービス費として払い戻します(払い戻しには3ヶ月かかります)。なお、時効により申請できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

上限額(月額)①生活保護を受給している方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 1万5千円、

②世帯全員が市民税非課税の方 2万4千600円、③それ以外の方 3万7千200円。
上限を超える費用負担が難しい方のための貸付制度もあります。区役所の保健福祉サービス課にご相談ください。

【詳細】区役所(16㊦)の保健福祉サービス課

△介護保険の被保険者証が新しくなります▽

現在お持ちの被保険者証の有効期限は3月31日(月)です。新しい被保険者証は3月下旬に郵送します。また、要介護の認定申請を行った方については、3月3日(月)以降の認定決定分から新しい被保険者証が郵送されます。なお、有効期限の切れた古い被保険者証は区役所の保険年金課に返却するか、ご自分で細かく裁断して破棄していただくようお願いいたします。

【詳細】区役所(16㊦)の保険年金課

国民年金

△こんなときは届け出を▽

次のような場合は、区役所の年金係に届け出が必要です。
①20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)。
②厚生年金・共済組合の加入者でなくなったとき(被扶養配偶者も含む)。

【詳細】区役所(16㊦)の保険年金課